

議会報告

六月定例村議会

村議会の六月定例会の本会議が六月二十日午前十時から開催され、村政に対する一般質問が四議員により行われたので、その要旨をお知らせします。

一般質問と答弁(要旨)



高木 三郎 議員

中条郵便局の無集配格下げについて

▼この問題については、住民の強い反対陳情も出ていますが、村長はどのように受け止め対処されるお考えか伺いたい。
村長は昨年、たびたび町制施行を力説されて

いる中で、今回郵政省が合理化を進めるために発表された郵便区統合計画によれば、中条郵便局は無集配格下げになります。これが実施に移されると中条郵便局取り扱いの電文速達等の業務は、すべて今町郵便局へ合併され、中条郵便局管内は四キロメートル以外となるため同管内での電文速達は廃止され、せっかくの電文も葬式等に間に合わないという事態さえでできます。また、本村で全郵便業務を取り扱う局は無いに等しい状態になります。更には、四月開局した中之島簡易郵便局の業績も思わしくないと聞きますが、これは重大な問題であり、特に今後、当村が進めようとしている町制施行に大きく影響するのではないかと懸念しております。

私が聞いた範囲では、郵政省は町村に一つの郵便局を希望しており、財政も苦しいが町村が希望し、土地を提供するならば設置は可能だというように聞いております。現に栄町の帯織郵便局は、町が土地を提供して立派に完成し、住民から喜ばれております。

村長は、英断をもって中条郵便局の格下げに反対し、場合によっては村の中心地である中野に「中之島村郵便局」を設置するくらいの心構えで、最大の努力を払っていただきたい。また、中之島簡易郵便局の実態がどうなっているのか、せっかく住民の要請に応じて設置した局を失わないよう、どのような措置をとられているか、以上二点についてお尋ねしたい。



小林 光栄 議員

長呂堰及び同補助樋管と真野代堰の問題について

▼昨年七月二十日の臨時議会で長呂堰の修理費百万円を議決したところ、猿橋川土改から代償用水を差止めると強い反発があり、当時、新潟日報紙上に大きく報じられましたが、その後村は猿橋川土改と話し合いをもたれたのか。また、今後どのように対応されるお考えか伺いたい。
また、長呂補助樋管の復活について、村長は用水対策の最重要課題としてこれと取り組み努力されてきましたが、ようやく実現の見通しもついたと聞いております。今後、この工事がどのような形で進め

られるのか、また昨年長呂堰の修理で起きたような猿橋川土改とのトラブルの心配はないのか、更に起きた場合はどうするのか併せてお考えを伺いたい。
次に、三年前と記憶していますが猿橋川土改より本村に移管したいと申し出があった、真野代堰の管理についてですが、本来、真野代堰は猿橋川土改が管掌する長岡市の潜水排除のために猿橋川の流末延長によって設置されたもので、これによる本村関係者の支払った家屋や農地の犠牲は莫大なものであり、これらを考えると従来通り猿橋川土改で管理すべきだと思えます。村長はこうした事実を、県や猿橋川土改に強く申し入れるとともに、村が無償で自由に堰の開閉ができるよう申し入れていただきたいが、そのお考えがあるのか伺いたい。

【齋藤村長】長呂堰の修理を巡る猿橋川土改との水トラブルについては、その後県の調定で堰の修理を取り下げたので、猿橋川土改はいままで通り八十四個七分の協約水量を送水しているので不安はないものと思えます。

一方、長呂補助樋管の復活については、幸い見通しも明るく、そのための調査費として五百八十九万五千円(千七百七十九万円の二分の一)を今議会にご提案申し上げることができ、実現に大きく前進いたしました。長呂補助樋管の復活により、猿橋川土改とのトラブルの心配はないかというお尋ねですが、同土改でもこの樋管の復活により二つの水が猿橋川に送水されることから、長呂堰の必要性もなくなるのでその心配はないものと確信しております。

なお、県は、これからこの樋管の調査に入りますが、既に農林水産省の関係課長も現地を視察しており、本年度は調査設計を行い、六十年六十一年度の二ヶ年工事で、しかも地元負担なしでこの樋管の揚水施設を完成させる予定であります。この背景には長年続いている猿橋川土改との抗争を、この機会に解消させたいということで、この樋管の復活に踏み切

つてくれたものであります。

次に真野代堰の管理引き受けの問題ですが、お尋ねのように真野代堰は上流部の長岡市や猿橋川土改の潜水排除のために、猿橋川の流末延長として設置されたものであり、同土改が管理を引き受けて本村の自由に使用させることは当然と思えます。ところが現在の真野代堰が完成した四十八年から、いろいろの問題の中で猿橋川土改は管理費を出さないというところで県が管理に当たってきましたが、これ以上の管理はむずかしいので地元で引き受けてほしいという要請が昨年ありました。私としては、恩恵を受けている上流の長岡市や猿橋川土改が負担するのでなければ、応じられないというわけでありました。

しかし、長呂堰の徹廃も反対だ、真野代堰の管理費用もだせないということでは、二つの取水権をもつ長呂補助樋管の復活に悪影響を及ぼすのは明らかです。ある程度の負担は止むを得ないと考えております。また、長呂堰の徹廃も猿橋川土改が進む段階では止むを得ないと考えております。いずれにしても、真野代堰の管理引き受けについては、今後猿橋川水系対策協議会の中で充分煮詰めなければならぬ問題と考えております。



堀 一郎 議員

軍備拡張、教育、村民生活犠牲の臨調路線に対する政治姿勢について

▼第一に臨調路線による今年度の国家予算の中で、中之島村の行政にも影響すると思われる次の点を中心に伺いたい。
一、昨年の人事院勧告の凍結に連動すると思われる年金、恩給はどのようになっているか。またそれに関連して児童手当、福祉手当等、福祉全般の給付や手当はどうか。臨調第一次答申を受けての、社会保険事務費の保険料財源への切り替えによる減額の影響はないか。
二、公立学校施設整備費、学校給食施設整備費等のカットによる影響はどうか。
三、削減額トップの農林水産予算と言われるなかで農業関係への影響はどうか。
四、地方行財政の「徹底した減量と膨張抑制」が言われているが、地方交付税二兆円削減等地方財政計画抑制による影響はどうか。
これら「臨調行革」路線の特徴は、昭和五十八年度国家予算に明瞭に表われていますが、村政の長として、村民と共に平和で豊かな中之島村を目指そうとするなら、このような臨調路線の撤回を求めることがどうしても避けられない方向だと思えます。村長のこれに対する政治姿勢と見解を伺いたい。
【齋藤村長】第一に国の施策である臨調路線に対して、本村に影響があるかどうかというお尋ねですが、今の段階ではさしたる影響はないというふうに考えております。また、臨調路線に対する政治姿勢については、遺憾ながら地方行政を預っている者として、盲従するわけではありませんが、基本的には政府の方針に従わざるを得ないというふうに考えております。
【浅野企画課長】昭和五十八年度当初予算の編成に当たっては、それと思われる指示はありません。その後、六月八日付で新潟県総務部長名をもって市町村長あてに「地方公共団体における行政改革の推進について」という表題で、事務事業の合理化、組織の見直し、定員管理の適正化、給与、退職手当の適正

化による減量化、効率化を積極的に進め、行政改革を一層強力に進められたという通知がきておりますが、さきほど村長も答えられたように当面、特にその影響はでておりません。国の行政による住民負担の関係も深いわけですが、市町村行政と異なりますので、私共は答弁することはできないものであります。

なお、五十八年度の地方交付税については、八月に決定する見通しですが、いまのところ全くわかっておりません。

〔田中産業課長〕農業基盤整備あるいは転作関係についての補助金の見通しはどうかとお尋ねですが、いまのところその影響はでていません。

不況対策について

▼不況対策として、二つの点についてお尋ねしたい。一つは持家住宅融資制度についてであります。住宅不況が全国的にみても著しい現状から県議会は、共産党の提案を受け入れる形で昨年、全国に先がけて二、三年に限っての対策ですが、住民の住宅建設を促しながら建設業者への仕事を掘り起こす目的で実施しております。また、今年度から見附市など幾つかの市でもこの制度を実施し、住民の期待を集めています。

見附市の場合には貸付限度額四百万円、年利四・五％、償還年限（最高）十五年というところでスタートしましたが、三倍も申し込みが殺到したため、臨時会を開いて融資枠を三億五千万円に追加補正し、全員の希望を満たしたと聞いています。この制度は、貸付条件に市の建設業者に建てさせることをあげているのがミソであります。この制度は時限立法の性格から、金融機関への預託金は融資枠の二分の一を必要としますが、市民、業者から大変好評のようです。中之島村も身近な対策として極めて効果の高い施策と考えますが、実施される意志はないかお尋ねしたい。

二つ目は、中之島中学校の便所を改善してほしいということであります。来年度、上通小学校の建設が完了すれば、中学校の老朽化からやがて新校舎建設の課題もでてこようかと思いますが、差し当たり便所くらいは小学校並に水洗化にできないかお尋ねしたい。

〔齋藤村長〕不況対策として住宅融資を行う考えはないかということですが、その必要性は認めております。しかし、本村においては道路改良や学校建設が急務であり、また、財政上の面もありますので今後の課題として考えて参りたいと思っております。

次に中学校の便所の水洗化については、その必要性は考えておりますが、五十八、九年度は上通小学校の建設・中之島保育所の建設など資金需用も大きく、また、中学校自体の老朽化も進んでいるため、六十七年まで建てたいということでも十年の総合計画に折り込んでおり、そのための資金積立もしなければならぬ等、いろいろ問題をかかえていますので、中学校が建設されるまで猶予いただきたいと考えております。

〔福山教育長〕中学校の便所の水洗化については、快適な環境の中で学校生活が営まれることは申すまでもありませんが、財政的な問題であり、行政施策の中で考えなければならぬと思っておりますので、さきほどの村長の答弁で済むのではないかと考えています。

非行化防止の

取り組みについて

▼教育問題として非行化防止の取り組みについてお聞きしたい。先頃、戸塚ヨット教室の問題がマスコミで報道され、全国的に大きな波紋を投げかけました。私は非行克服の基本観点として、憲法、教育基本法の精神にそって人間の尊厳やお年寄り、親、友

した。

入札の方法は、予定価格と制限価格を設定して望みました。従って予定価格を下廻り最低価格で入札した者。ただし、制限価格を下廻る者は失格となります。その結果、植木組外二社による共同企業体が五億六千七百万円で落札しました。設計額五億九千五百万円に比較して二千八百万円、そのほか、校庭内にあるタイムカプセルや樹木、その他移動すべきものの費用については、事前に落札者のサービスというものを申し渡してありますので、それらを含めると実質的には約三千万円の減額になろうかと思っております。なお、工期は、六月二十日から五十九年七月三十一日までの四百八日間であります。

道路行政について

▼いま住民の間からは、高速化時代に対応した道路行政が強く期待されております。

中之島インターチェンジを基点に長岡東バイパスあるいは見附バイパスが走っていますが、高速化時代に対応して地域の発展を図るため、県道見附与板線の国道昇格運動を起すことはどうかということであり、昨年、和島村、与板町、中之島村で構成している三町村合同社会土木委員会でもこの話が論議されたわけですが、私は本村を横断している県道見附与板線を、寺泊町から和島村、与板町、中之島村、見附市を経て栃尾市内を走る国道二九〇号線につなぎ、沿線市町村の発展を図るべきだと思っております。このため沿線二市四町村で期成同盟会を結成し、三区選出の国会議員の強力な応援を得て実現に踏み切るべきだと思っておりますが、村長のお考えを伺いたい。

〔齋藤村長〕国道の条件はいろいろありますが、市を起点として市を終点とすることが最大の条件と聞いております。そういう意味で寺泊町を起点に栃尾市を終点とする路線は条件に欠けるのではないかと

人などへの思いやり、諸民族友好の精神と、平和、民主主義の日本を愛する真の愛国心など、市民道徳教育を、あらゆる教育の分野で貫くことだと思っております。そして、これは法的、行政的手段によらず、民主的批判と住民の良識に基づく運動を通して文化的、道徳的退廃を克服して健全な文化の発展をはかる方向で行うことだと思っております。私はこの立場から、市民道徳の内容として次のことを考えております。一、互いの人格と権利を尊重し、みんなのことを考える。二、真実と正義を愛する心と、うそやごまかしを許さない勇氣。三、社会の生産を支える勤労の意義を身につけ、勤勞する人を尊敬する。四、みんなの協力を大事にしなが、自分の責任を自分で果たす自立心。五、親、兄弟や隣人への暖かい愛情を育てる。六、民主的市民生活に不可決な、公衆道徳を身につける。七、男女同権と、両性の正しいモラルの基礎を認識する。八、次代を担う主権者としての自覚を高める。九、侵略戦争や暴力の賛美でなく、真に平和を愛好する。十、すべての民族は、主権と独立を尊重し合うよう、国際常識を身につけ、真の愛国心を養う。

以上、私なりの見解を述べながら、教育長をはじめとする関係当局の非行防止の取り組みの現状と見解をお伺いしたい。

〔福山教育長〕ご指摘のように青少年の非行問題は、社会全体の重要な緊急課題となっていることは申すまでもありません。幸い本村におきましては、マスコミ等に報ぜられるような極端な事例は耳にしておりませんが、社会全体の状況を踏まえながら、青少年問題協議会等の関係機関と関連を図り、青少年の

思います。

私が仄聞したところによりますと、国道一一七号線の延長ということで小千谷市を起点に越路町、長岡市、西山町、与板町を経て中之島村に入り、中野三条線に合流して三条市へ結ぶコースが検討されているようです。最近、与板町長からこの方向で期成同盟会を結成して、運動を進めてはどうかという相談を受けましたので、私は大賛成の意を表しているところであり、今後、そういう方向で展開しつつあることを申し上げて答弁いたします。

臨時村議会

国保税の一部を改正

七月二十八日臨時村議会が開催され、次の村長提出議案一議案が原案どおり可決されました。

▼中之島村国民健康保険条例の一部改正について
——所得割率を「百分の四・六六」から「百分の四・一二」に、資産割率を「百分の二八・五〇」から「百分の二四・〇七」に、被保険者均等割額を「八千八百円」から「八千六百円」に、世帯別平等割額を「一万九千二百円」から「一万七千六百円」に引き下げるとともに、低所得世帯に係る税の軽減に関する取り扱いも改めたものです。（八月五日付発行の国保だよりに、計算式等が掲載されていますので、参考にしてください）



大野 久夫 議員

上通小学校建設の入札について

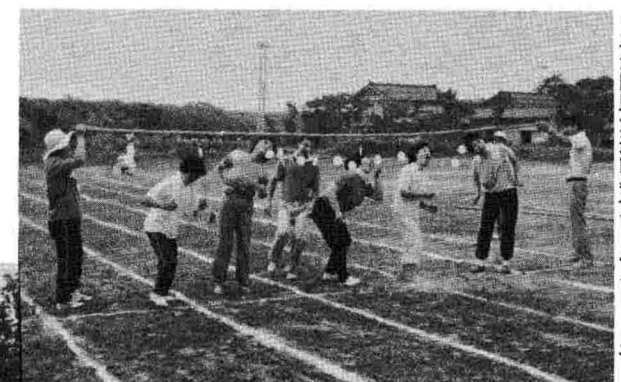
▼先般、上通小学校建設の入札が行われましたが、どのような方法で、またどのような経過で落札されたかお伺いしたい。

〔齋藤村長〕今回の入札については、前に建設した信条小学校の例を参考に、指名競争入札といたしました。指名業者は大石組外二社、植木組外二社（以上は共同企業体）、吉原組、東北工業、寺泊産業、小柳建設、本間組、渡長建設の八社を指名いたしま

加太



「備えあれば憂いなし」——消防設備の充実をめざして、今年も消防ポンプ3台（中野分団第4部・信条分団第4部・西所分団第3部）と積載車1台（中条分団第1部）の伝達式が、7月30日役場前で行われました。



三沼区民大運動会（センベイレース）

「地域住民総出で体力づくり」——公民分館主催による「区民大運動会」。近年は全公民分館で開催され、地域住民のコミュニティの場としても重要な役割を果たしています。なお、これまでに中通、中条地区が7月24日に、信条・三沼地区が8月7日にそれぞれ区民大運動会を開催しました。



中通区民大運動会（玉入れ）



八月三日付の新潟日報「話かこ」欄で紹介されたオオバユリ（ユリと違って葉の幅が広くて心臓形、長い柄があり、葉脈は網状、東アジアの特産でヒマラヤの三千級の山地にも自生している山野草。咲くのに十年ほどかかる）が、島田の梅沢勝一さん（左）所有の竹やぶにも、ひっそりと咲いていることがわかりました。「どのようにしてここへ球根が運ばれたのかかわからないが、去年あたりから花が咲き、新聞を見て初めてオオバユリとわかった。めずらしい花なので大事に育てたい」と話される梅沢さん、見ごろは八月上旬の一週間くらいとのこと。八月五日撮影



「新しい転作物枝豆に挑戦」——初めての転作物枝豆を、集団転作で取り組んだ島田地区。作付面積は1町1反で、反収500kgが目標とのこと。収穫期間は7月下旬から9月上旬で、その成果が注目されます。（8月11日撮影）



村交通安全対策協議会による、恒例の「交通指導所」が八月六日役場前（写真下）で、また、村交通安全指導員による「ミニ交通安全指導所」が、夏の交通事故防止運動期間中に村内五ヶ所で開設（写真上）され、チラシやステッカーなどをドライバーに手渡し、安全運動の励行を呼びかけました。



年金

保険料の免除を受けた 期尚は追納を

国民年金の加入者は、必ず保険料を納めなければなりません。が、経済的な事情などで納付が困難な場合、保険料納付の免除を受けることができます。免除を受ければ、万一のときに支給される障害年金や母子年金などは、保険料を納めている人も免除を受けた人も、年金額には変わりありません。ところが、六十五歳から受ける老齢年金は、免除された期間をそのままにしておく、その期間の年金額は保険料を納めた場合の三分の一になってしまいます。

しかし、この不利な免除期間も、免除を受けてから十年以内であれば、保険料をその当時の金額で、さかのぼって納めることができる。「追納制度」を利用することによって、保険料の納付済期間にすることが出来ます。したがって、追納した場合年金額は、保険料を納めていた場合と同じになります。

下の表は、追納するとしないうちの差を表わしたものです。二十五年のうち、十年間の免除

追納をしないとでは大違い
(単位：円) S57.8.1現在

納入状況	年金額
25年免除	188,500
5年納付 20年免除	263,900
10年納付 15年免除	339,300
15年納付 10年免除	414,700
20年納付 5年免除	490,100
25年納付	565,500

除があるとなしでは、年額で約一五万、〇〇〇円もの大きな差となります。免除を受けた人は、生活にゆとりができたなら、ぜひ「追納」するように心がけましょう。追納の方法など、詳しいことは住民福祉課国民年金係へおたずねください。



税務コーナー

金融機関の毎月第二土曜日休業により 納期限等が延長されます

本年八月から、納税申告書の提出、納付などの期限がその月の第二土曜日に当たる場合は、日曜日や国民の祝日その他一般の休日の場合と同様に、その期限が翌週月曜日まで延長されることになりました。

これは、毎月の第二土曜日は銀行等の金融機関が休業し、また、郵便局の窓口業務が行われなくなるようになったことによるものです。

この結果、例えば、源泉所得税の納期限は通常、翌月十日ですが、この日が第二土曜日に当たるときは、その翌々日の十二日が納期限となります。具体的には、本年八月支払分の源泉所得税については、九月十日が第二土曜日に当たりますので、この納期限は九月十二日となります。

詳しくは、税務課または最寄りの税務署・税務相談室におたずねください。



昭和五十九年歌会始のお題 『緑』と定められました

詠進要領など詳しくは、企画課または直接、宮内庁式部職あて（〒100東京都千代田区千代田一番一号）に郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、九月末日までにお問い合せください。なお、詠進の期間は九月一日から十月三十一日までです。



献血推進県民大会で

厚生大臣感謝状(中之島村) 県知事感謝状(渡辺昭平さん) 受賞

去る七月二十八日、新潟厚生年金会館において開催された献血推進県民大会で、献血功労者として本村に栄誉ある「厚生大臣感謝状」が、また、渡辺昭平さん(福原・五十歳)に「県知事感謝状」が、それぞれ送られました。

も村民一人ひとりが生命の尊さを認識し、温かい助け合いの心をもっていることにほかなりません。「あなたに頼るしかない献血」に、今後とも、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

〔中之島村の功績内容〕

全国的に成功例が少ない住民健康診査時の献血を、昭和四十八年から導入するとともに、五年には住民健康診査が行われる七月を「村民総献血月間」と定め、より一層献血運動の輪を広げ、目標本数を大幅に上回る成績をおさめていることが認められ、表彰されたものです。

〔渡辺昭平さんの功績内容等〕

村血液対策推進協議会の発足した昭和四十六年から、委員として献血に対する住民意識の喚起・高揚に尽力されるとともに、本人も常に先頭に立って献血され、その回数はずでに五十三回を数えるなど、他の模範的存在であると認められ、表彰されたものです。

献血実績の推移

年度	目標本数	実績本数	目標達成率
43	—	120	—
44	300	169	56.3
45	265	115	43.4
46	292	227	77.7
47	294	204	69.4
48	293	321	109.6
49	329	351	106.7
50	352	351	99.7
51	385	564	146.5
52	473	685	144.8
53	481	772	160.5
54	500	583	116.6
55	520	847	162.9
56	580	1,002	172.8
57	660	1,026	155.5



▲齋藤村長

▼渡辺昭平さん



お役所仕事に対する苦情(相談)は、☎〇二五二一・二四一・二〇〇番にお寄せください。

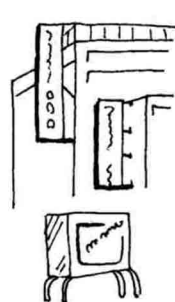
お役所仕事に 対する苦情は 「行政苦情110番」へ

—新潟行政監察局—

新潟行政監察局では七月一日から、県民向けのテレホンサービス「行政苦情110番」を開設しました。これは、行政改革推進運動の一環として、特に行政サービスの向上に役立てようというもので、苦情や相談を気軽に110番していただき、迅速な解決を図るのが、開設のねらいです。

〔受付時間〕

- 平日 午前八時三十分～午後五時
- 土曜日 午前八時三十分～午後零時三十分



●申込締切/九月五日(月)
●申込先/〒951新潟市学校町 新潟県土木部都市計画課あて
なお、講習会の詳細については、最寄りの土木事務所または県庁都市計画課(☎〇二五二一・三三二五五一一・内線三四七六)へお問い合わせください。

新潟県土木部都市計画課

住宅統計調査にご協力を



一街づくりわたしも協力
住まいの調査

10月1日全国一斉に実施

五年に一回実施される「住宅統計調査」が十月一日、全国一斉に行われます。この調査は全国の約四百万の住宅・世帯を対象とした「住宅の国勢調査」ともいわれる大規模なもので、みなさん方の住宅や世帯の構成など、四十数項目について調査(調査票はマークシート形式で、両面を記入するようにになっています)が行われます。その結果はこれからの住宅政策を進めるうえでの基礎資料として、広く利用されます。九月二十四日から三十日まで、知事が任命した調査員が、調査の対象となったご家庭

を訪問し、調査票を配って、記入をお願いします。正しく記入のうえ、十月一日(日)七日に再び調査員が訪問しますので、お渡しください。調査した事項は、統計を作るためだけに使われるもので、その他の目的には一切使用されませんし、調査員や関係者が調査内容をほかの人に漏らしたりすることは、法律によって固く禁止されています。安心して、正しく申告してください。なお、本村の調査対象地区および調査員の方々は、次のとおりです。

- 中野東地区のうち三十二戸 岩本庄太郎調査員
- 関根・島田地区のうち二十一戸 発地 俊調査員
- 坪根・池之島地区のうち三十戸 鈴木小一郎調査員
- 中新第一地区のうち二十一戸 小林 秀明調査員



検察審査会を ご存じですか

窃盗とか、傷害または交通事故などの犯罪によって、被害を受けて警察や検察庁に告訴したが、検察官がその事件を裁判にかけてくれない(これを「不起訴処分」といいます)ので、どうも納得ができないというようなどきは、検察審査会に申し出てください。

に従って、検察官の不起訴処分を調べ直してくれる、民主的な国の機関です。相談や審査の申し立てには、費用は一切かかりませんし、秘密は固く守られます。お気軽に左記まで、ご相談ください。

〒940長岡市三和三四丁目九番地二八 裁判所構内
長岡検察審査会事務局
☎〇二五八二五二一四一

ハンドルをにぎったら 必ず守ろう《安全運転5則》

- ①安全速度を必ず守る
- ②カーブの手前でスピードを落とす
- ③交差点では必ず安全を確認する
- ④一時停止で横断歩行者の安全を守る
- ⑤飲酒運転は絶対にしない

《村内の交通事故発生状況》

区分	件数		死者		負傷者	
	7月中	累計	7月中	累計	7月中	累計
58年	2	19	0	1	2	21
57年	2	14	0	3	2	17
比較増減	±0	+5	±0	-2	±0	+4

死亡事故0 連続120日(%)現在)

村ぐるみ大きな輪になね交通安全

早く、そして正確に

9月9日は「救急の日」
9月9日～15日は「救急医療週間」



おとしよりの医療は老人保健で

昭和58年2月1日から老人保健法が施行され、国保の加入者が70才（寝たきりの人は65才）になると、医療については国保から切り離されて、老人保健法のもとで、その給付を受けることになりました。

ただし、国保の被保険者としての資格はそのまま残され、医療以外の給付（たとえば葬祭費など）は国保から支給されます。

また、国保の資格は残っていますから、従来どおり保険税を納めなければなりません。

お誕生月になると、お知らせが出ますので、資格取得の手続きをして下さい。また、保険証が変わったとき、住所が変わったとき、死亡したときなど、印かん・保険証を持って手続き変更してください。

二ヶ月間支払います。

入院一日三〇〇円

各診療科ごとに支払いますが、総合病院では

外来一ヶ月四〇〇円

一部負担金は？

65才以前から、寝たきりの人は、65才になって、認定をうけた日の翌日。また65才以上で寝たきりになった人は、認定をうけた日の翌月（ただし、いずれの場合もその日の初日であればその月）から老人保健による医療が開始されます。

寝たきり状態の人

70才になる人
老人保健による医療は、70才の誕生日の月の翌月から開始されます。ただし、誕生日が月の初日であるときは、その月から開始されます。

老人保健にいつから切り変わるか？

健康手帳と保険証を必ず提示



お医者さんにかかるとき

新しい制度では、老人保健の資格を証明し、健康管理の記録をするため、対象者は、健康手帳と医療受給者証を交付することになっています。そして医療を受けるときには、保険証と印しよに必ず提示しなければなりません。

当村では、老人保健開始の前月（お誕生月）になると、該当者にお知らせを出します。保険証と印かんを持参の上、保健課窓口で健康手帳（老人医療受給者証）の交付を受けて下さい。

広報 なかのしま

国保だより
昭和58年8月発行
中之島村役場保健衛生課



健康な笑顔は国保の願い

中条学区民運動会

国民健康保険加入状況 (3月31日現在)

世帯数	加入割合	被保険者数	加入割合
1,507人	67%	5,237人	46%

昭和58年度の国民健康保険税がきました

保険税は、次の4つの方法によって計算した額の合計額が、その世帯の1年間の国保税になります。

- ① **所得割** $\left(\frac{4.12}{100}\right) = \left(\frac{\text{前年の総所得} - \text{基礎控除} - \text{給与者割増控除}}{(22\text{万円}) \quad (2\text{万円})}\right) \times 4.12/100$
- ② **資産割** $\left(\frac{24.07}{100}\right) = \frac{\text{今年度の固定資産税}}{(\text{土地と家屋分})} \times 24.07/100$
- ③ **均等割** 8,600円 = 国保に加入している被保険者数 × 8,600円
- ④ **平等割** 17,600円 = 一世帯当り 17,600円

※課税限度額28万円

上の4つの組み合わせによって、算出された保険税が28万円を超えるときは、最高額28万円です。

※保険税の減額

総所得金額が一定基準より低い世帯には、平等割と均等割が軽減されます。

保険税は納期内に納めましょう

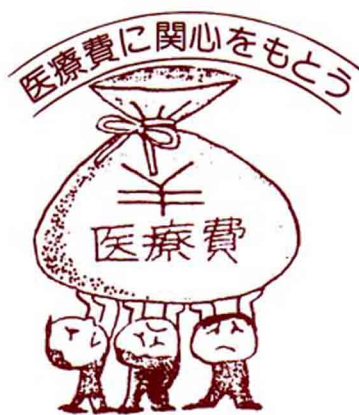
国保に加入すると、国保税を納める義務を負わなければなりません。納められた保険税は、国の補助金と合わせて、みなさんが病気やケガをしたときの医療費をはじめ、助産費・葬祭費の給付にあてられます。

このように、国保税は国保を運営するための重要な財源なのです。納付書が届きましたら、必ず納期内に納めましょう。

保険税率の前年対比

年 度	各種税率	所得割率	資産割率	均 等 割	平 等 割
昭和57年度		4.66/100	28.50/100	8,880	19,200
昭和58年度		4.12/100	24.07/100	8,600	17,600

医療費節約をこころがけ ましよう



医療費は毎年 ふえつづけています

保険税の額は医療費によってきめられます。その年の医療費がどのくらい必要かを予測し、その約二五%を保険税として各世帯に割り当てることになります。医療費がふえつづけ、それにつれて保険税も値上がりをつづけたのでは、これを負担するわたしたちにとって、たいへんなことです。医療費を適切に使っているか、考えてみましょう。

国保の1人当り
医療費と
保険税収入
(全国平均)

